

固定資産税は1月1日が基準日です

家屋を新築・増築、取り壊しされた方はお知らせください

家屋と土地に課税する固定資産税は、毎年1月1日現在の状態で課税しています。

今年度中に家屋の新築や増築、または取り壊しをされた場合は、役場税務住民課までお知らせください。

※家屋の登記をされた方、すでに調査を受けた方は、連絡は不要です。

※後日、現地調査の立ち会いをお願いする場合があります。
▶詳しくは、役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。

教員として働きませんか

「みえの未来の先生」相談会を開催

県教育委員会では、教員免許は持っているものの、教員として働いた経験がない方を対象に、「みえの未来の先生」相談会を開催します。

教員として勤務した経験があり、再び学校で働きたいという希望を持つ方や、これから教員免許を取得し、三重県の公立学校教員を目指している方も対象です。

当日は三重県の教育情勢や勤務条件、講師登録の流れについての説明に加え、担当者と直接話せる個別相談枠もあります。次のとおり開催しますので、ぜひお越しください。

【日時】11月21日（土）午前10時～

【会場】生涯学習センター「まなびの郷」研修室

【申込】

以下の連絡先に電話または「みえの未来の先生 相談会」で検索し Web フォームからの申し込み、二次元コードからも申し込み可能です

▶詳しくは、県教育委員会（☎059-224-2958）までお問い合わせください。



申込フォーム

援助が必要な方のためのマークです

ヘルプマーク・カードを配布しています

ヘルプマークは、ストラップとしてかばんなどにつけることで周囲の方に援助や配慮を必要としていることを伝えることができるマークです。

ヘルプマークを身につけた方を見かけたら、バスや汽車などで席を譲ったり、困っているようであれば声をかけたりするなど、思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプカードは緊急連絡先や配慮してほしいことなど、伝えたい情報を記入できます。希望される方は、次の場所でヘルプマーク、ヘルプカードを配布していますので、ぜひご利用ください。

【配布場所】

熊野保健所、役場福祉課

※申請書などの提出は不要です。

※郵送をご希望の場合は、送付先の住所・名前・電話番号を明記のうえ、返信用切手（110円分）を同封し、以下の宛先まで請求してください。

【宛 先】

〒514-8570 三重県こども・福祉部 地域福祉課 ユニバーサルデザイン班

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。



今年度20歳になる方を対象に

令和9年「二十歳を祝う会」の開催

令和9年（令和8年度）の「紀宝町二十歳を祝う会」を、令和9年1月2日に町生涯学習センター「まなびの郷」において行います。

【対象者】

平成18(2006)年4月2日から平成19(2007)年4月1日までに生まれた方で、以下のいずれかに該当する方

◇ 紀宝町に住民登録のある方

◇ 紀宝町以外の住民登録で、紀宝町内の小・中学校を卒業された方

【日 時】

令和9年1月2日（土）午前10時30分～

【場 所】

町生涯学習センター「まなびの郷」

【案内状の送付】

対象者のうち、令和8年10月1日時点において紀宝町に住民登録がある方には町教育委員会から案内状を10月下旬に送付しています。

なお、紀宝町内の小・中学校を卒業された方で、令和8年10月1日時点において紀宝町以外に住民登録をされている方には、案内状をお送りできません。式典へ参加を希望される方は、以下の申込フォームに沿って**11月17日（火）まで**にお申し込みください。後日案内通知を送付します。



URL :
<https://logoform.jp/f/wxb56>

▶詳しくは、町生涯学習センター「まなびの郷」（☎32-0241）までお問い合わせください。

家族の介護や家事を過大に担う子どもたち

「ヤングケアラー」を知っていますか？

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うとされている家事や家族の介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どものことです。

国によると「ヤングケアラー」は、17人に1人以上の割合でいるといわれており、昨今、介護や家事の負担が大きく、心身の発達や人間関係、勉強、進路などに影響を受ける「ヤングケアラー」の存在が社会問題化しています。

「自分のことかも」と悩んでいたなら、お気軽に以下の相談先へ相談してください。また、身近に思い当たる子どもや家庭がある場合などのご相談ください。

【ヤングケアラー事例】

- ・障がいや病気のある家族に代わり、買い物や料理・洗濯などの家事をしている
- ・家族に代わり、幼い兄弟・姉妹の世話をしている
- ・家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている
- ・がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている

上記のような状態で、学習や部活動などが思うようにできない子どもたちのことをいいます。

【相談先】

- ・児童相談所相談専用ダイヤル
☎0120-189-783
- ・24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）
☎0120-0-78310
- ・子どもの人権110番（法務省）
☎0120-007-110

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）または町こども家庭センター（みらい健康課内 ☎33-0355）までお問い合わせください。

＼再周知／
広報きほう9月号でも
お知らせしています。